

小規模保育園事業 A 型 さくらいろ 重要事項説明書

保育の提供を開始にあたり、当園の運営に関する重要事項を次の通りご説明いたします。

1 事業者の運営主体

法人の名称	社会福祉法人 石川福祉会
法人の所在地	東広島市西条町寺家 5976
法人の電話番号・FAX	TEL：082-423-2595 FAX：082-422-5675
代表者氏名	伊東 富美子
設立年月日	1976 年 3 月 22 日

2. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業 A 型
施設の名称	小規模保育園 さくらいろ
所在地	〒739-0041 東広島市西条町寺家 7089-1
連絡先	・ 電話番号 ・ ファクス ・ メールアドレス sakura-iro@sakuragaoka.org
管理者名	園長 土肥愛子（予定）
対象児童	児童福祉法及び、子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳の児童
利用定員（年齢別）	0 歳児 3 号 6 名
	1 歳児 3 号 6 名
	2 歳児 3 号 6 名
認可開始年月日	令和 8 年 4 月 1 日（令和 8 年 4 月 開設）

3. 施設の目的・運営方針

小規模保育事業 A 型さくらいろ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする満 3 歳未満の児童を受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）当園は、保育の提供にあたっては、入園する満 3 歳未満の児童（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- （2）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況は発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当園では、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

保育理念	一人ひとりの子ども大切にし、保護者から信頼され、地域から愛されるこども園を目指します。
保育方針	「愛情あふれる 笑顔さく」 *一人ひとりを大切に、のびのび育つ 子どもの思いに寄り添い、自分らしさを大切にします。 *共に喜び、共に育てる 毎日の小さな気づきを伝え合い、信頼を築きます。 *チームで育み、地域へひらく みんなで子どもを支え、そのあたたかさを地域へ広げます。
保育目標	・安心の中で、自分を大切にできる子ども ・好きなことに夢中になれる子ども ・人・自然・モノと関わり、思いやりを育む子ども ・自分の気持ちを安心して伝えられる子ども ・健やかにのびのび笑顔で過ごす子ども

4. 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造 1 階建て
	延べ面積 102.831 m ²	
園庭	有	

(2) 主な施設

設備	部屋数		備考
ほふく室	1 室		
乳児室	1 室		
保育室	1 室		
その他	配膳室・沐浴設備・トイレ・調乳設備		

5. 職員体制（職務の内容）

	職務の内容	常勤	非常勤
園長兼主任	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1	
主幹保育士	園長を助け、園全体の整理、園児の保育をつかさどる。	1	
保育士	専門知識を及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う。	5	2
看護師	園児の健康管理、怪我や熱などの緊急時の対応、健康診断や歯科検診の補助等。		1
調理師	園児給食の調理。	外部委託業者	

※条例で定められた、職員の配置基準の範囲内で、員数は前後します。

6. 保育を提供する日

開園日		開園時間	保育標準時間 利用時間帯	保育短時間 利用時間帯
	月曜日 ～ 金曜日	7時00分～ 18時00分	7時00分～18時00分	8時30分～16時30分
	土曜日	8時00分～ 17時00分	8時00分～17時00分	8時30分～16時30分
※開園時間において当時間帯を超えた利用は延長保育となります。				
開園 時間	7時00分から18時00分			
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）			

※警戒レベル3以上が発令されたときには、臨時休園にすることがあります。

※園長が緊急と認める日には、臨時休園にすることがあります。

※土曜日の利用に関しては就労照明をいただき就労を確認した上での利用となります。

7. 保育内容

(1) 一日の流れ

0 歳児		1～2 歳児	
7：00 ＜開園＞	順次登園 合同保育	7：00 ＜開園＞	順次登園 合同保育
9：00	・おやつ ・午前睡（適宜） ・あそび 発達に合わせた室内遊び、戸外遊び・散歩など	9：15	・おやつ
		10：00	・あそび 発達に合わせた室内遊び・戸外遊び、散歩など
11：00	・給食	11：30	給食
12：00	・午睡準備 ・午睡 随時目覚め	12：30	午睡
15：00	・おやつ ・室内遊び	15：00	目覚め おやつ ・室内遊び、園庭遊び
16：00	順次降園	16：00	順次降園
17：00	合同保育	17：00	合同保育
18：00 ＜閉園＞	保育終了	18：00 ＜閉園＞	保育終了

※コドモン（アプリ）による連携

当園では、保護者との連絡を円滑に行うため、コドモンというアプリケーションを使用しています。アプリケーションをダウンロードしていただき、毎日のお迎えの連絡や食事、睡眠時間などを入力してください。使用方法の詳細は、別紙にて記載しています。

8. 保育料・実費徴収金について

保育料等		金額	備考
保育料		東広島市が定めた額	住民税により東広島 が決定します。
給食費		月額 6000 円	保育料の中に含まれ ています。
手ぶら登園サービス	紙パンツ おしりふき	月額 2508 円	
	エプロン 手口拭き	月額 877 円	
	コットンカバー	月額 990 円	
スポーツ振興センタ ー保険	年度初めに	280 円	
教材費	環境整備のため	月額 200 円	
入園時購入物品	カラー帽子	1080 円	金額に変動がござい ます。
	名札	230 円	
	おたより袋	320 円	
	氏名印	260 円	
	(必要な方のみ)		

9. 利用料徴収

利用料徴収につい て	毎月 20 日前後に、コドモン（アプリ）を通じて口座引き落とし を行います。指定日に引き落としができるよう、残高の確認を お願いいたします。引き落としができなかった場合は、現金で の納入をお願いいたします。
---------------	--

※利用料の滞納、遅延に関しての契約解除規定があります。

10. 障害児の受け入れ体制について(発達支援事業受給者証をお持ちの方も含む)

障害のある園児を受け入れる際には、教育・保育の方法について保護者と十分に話し合い、最善の方法を検討いたします。療育手帳等をお持ちの場合は、必ずご提示ください。

11. 外国籍の児童の受け入れ体制について

外国籍の園児の受け入れに際しては、ハラル食の対応は行っておりませんのでご了承ください。

行事の参加について(宗教などで参加出来ない場合は事前にお知らせください。)

12. 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ①在園児への虐待・暴力行為
- ②医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③特定の在園児への特別扱い(障害がある等の理由がある場合は除く)
- ④在園児又は保護者等に対して行う宗教活動・政治活動・営利営業・その他の迷惑行為
また、園児の人権の擁護・虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園長 土肥愛子(予定)
-------------	-------------

13. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の管理・利用目的

秘密の保持及び個人情報の管理	○当園では、保護者から提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号、生年月日などの個人が特定・識別できる情報、および職務上知り得た秘密については、「個人情報の保護に関する法律」や「児童福祉法」などの関連法令（以下「法令」といいます）を遵守し、その利用目的を明確にして厳重に管理します。 ○また、個人情報は適切な手段により収集し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。利用目的を変更した場合にはお知らせします。
	○入園手続き時および在園中に本園所定の手続きにおいて収集する個人情報の利用目的は、以下のとおりです。 (1)保護者との連絡に関する業務 (2)園児の保育に関する業務

個人情報の利用目的	(3)園児の記録管理に関する業務 (4)園児の安全、健康状態把握に関する業務 (5)園児募集並びに入園に関する業務 (6)卒園児の確認に関する業務 (7)小学校、医療機関、療育施設、各種専門機関との連携における業務
-----------	---

(2) 個人情報(写真・動画)の使用について ※別途同意書あり。

- ①当園では、お子さまの遊びや生活の様子を職員が撮影し、コドモンで販売をいたします。
- ②また子どもたちの保育記録に関しましても、撮影した写真を使用させていただきます。
- ③当園の SNS や広報活動で写真を使用させていただく場合があります。
- ④掲載・配信された写真を個人の SNS 等、インターネットやその他の媒体に投稿・掲載することは禁止とさせていただきます。
- ⑤SNS や YouTube では園の PR 動画、生活の様子を伝えるために、写真や動画を使用させていただきます。お子さまの顔がはっきり映った写真・映像は使用させていただく場合があります。

14. 非常災害対策について

火災や大規模な地震、水害などの非常災害が発生した場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。

15. 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育および保育の実施ごとに、実施日や内容などを記録し保管します。
- (2) 記録は、卒園（退園）後 5 年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報を除いて、保存される保育記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。複写の場合、複写に係る実費を請求させていただきます。

16. 土曜保育の利用について

土曜保育は、原則として、勤務の都合で必要とされる場合に限りご利用いただけます。

- (1) 土曜保育を希望する場合、希望する週の水曜日午後 5 時までに「土曜保育証明書」を事務所に提出し、別途「土曜保育申し込み」にお子さまの名前をご記入ください。
- (2) 「土曜保育証明書」には、毎週勤務先直属の上司（役職）の氏名の記入と印鑑の押印が必要です。
- (3) 「土曜日保育証明書」は、事務所にて用紙を準備しておりますので、そちらをご利用ください。

※土曜日保育証明書は、コピーによる再利用は認められませんので、ご了承ください。

17. その他の注意事項

- (1) 薬の取り扱いに関しましては別紙「保健のしおり」に記載しています。
- (2) 病児保育の対応は行っておりません。
- (3) 園内で感染症の発症者が9名以上確認された場合、保健所に報告を行います。感染症の拡大を防ぐため、発熱後の登園基準などを変更します。

18. 契約解除(退園)について

下記の要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の(1)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 正当な理由が無く、保育料を2ヶ月以上未納の場合
- (2) 園児の安全確保の観点から連絡もなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合
- (3) 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者(園児・保護者)に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号(3)以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合

19. 連携施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	桜が丘認定こども園
所在地	東広島市西条町寺家 7175-1
電話番号・FAX	TEL：082-495-1717 FAX：082-421-0061
連携内容	・食事提供に関する支援 ・乳幼児卒園後の受け入れ ・合同保育に関する支援